

高倉台少年野球部規約

<http://takakuradaibbc.web.fc2.com/>

高倉台少年野球部規約

第 1 条 (呼 称)

高倉台少年野球部と称する。

第 2 条 (加 盟)

神戸須磨少年野球リーグに加盟 (略称 K . S . B . L)

第 3 条 (所在地)

本部を部長宅とする。

第 4 条 (目 的)

少年達に正しい野球を指導し、野球を通じて体位及び規律、協調性、スポーツマンシップの精神を養い、親交を深めることを目的とする。

第 5 条 (行 事)

(1) 神戸須磨少年野球リーグの大会

- (イ) ナガセケンコー杯ジュニア交流大会
- (ロ) 春季大会会長杯あかふじ米予選会
- (ハ) 須磨区長杯
- (ニ) 神戸あじさいライオンズクラブ杯
- (ホ) 神戸ハーバーロータリー杯
- (ヘ) 秋季大会兼ジュニア選手権大会
- (ト) 神戸須磨ライオンズ旗マック杯

(2) 神戸須磨少年野球リーグ 又は 部長が認めた行事

第 6 条 (役員は次の構成による)

名誉顧問	1 名
相談役	若干 名
部長	1 名
監督	3 名
指導者	数 名
会計	1 名
会計監査	2 名(後援会より)

第 7 条 (任 期)

1. 役員任期は 1 年間とし再選を妨げない。
2. 任期 自 1 月 1 日 至年度行事終了日
3. 退任届は 12 月 1 日までに部長に提出

第 8 条 (任 務)

1. 部長はチーム代表として総ての窓口となる。
監督と連絡を計り総ての部務を掌握すること。
但し対外的業務(連盟、他連盟等部長会議)は部長の指示により監督、指導者が代行することができる。
2. 監督は練習スケジュール、試合運行の窓口とし、部長と相談し円滑に運用すること。又、試合時部員の交通機関の確保も監督の業務とする。
3. 指導者は部長、監督の指示に従い、部長、監督を補佐すること。
4. 指導者の服装は部で決められた物を着用すること。
5. 会計は部の経理事務を処理し、野球部の備品管理、補充を行い、出納の総ての窓口となる。
6. 会計監査は年 1 回監査業務を行う。

第 9 条 (役員会)

役員会は原則として月 1 回以上開催し、これを部長が召集する。

第 10 条 (会 計)

1. 部の運営費として部費及び寄付金を持って運営する。
2. 部員は部費として 1 名に付、毎月 2,000 円とし毎月 10 日までに納める。
3. 新規入部の際は、スポーツ傷害保険費用を納める。
4. 部費の改定については、後援会と共に協議のうえ決定しなければならない。
5. 運営費は部の渉外、通信、共用備品及び事務費に充当する。

第 11 条 (予算編成)

理事会は毎年 12 月、次年度の予算を編成し、主要行事決定の上、会員及び後援会に公表する。

第 12 条 (決 算)

理事会は毎年 12 月に当該年度の収支決算を行い、会計監査の監査を受けて、その結果を総会にて会員及び後援会に公表する。

第 13 条（登録規定と資格）

1. 部員は保護者の同意を要する。近隣小学校の児童であることを原則とする。
2. 部員は毎年 4 月登録票を提出すること。

第 14 条（負傷者取扱）

試合参加及び往復途上又は練習中、不測の事故発生の場合、応急処置はとるも、後日関係者一同は事故に対して責任のないものとする。
ただし団体児童障害保険は部にて一括加入します。

第 15 条（指導者資格）

高倉台少年野球部認定者
神戸須磨少年野球リーグ認定者

第 16 条（規約の改正）

規約の改正については、役員の過半数の同意を要する。

以上

改正

平成21年9月 神戸市少年団野球リーグ脱退〔神戸須磨少年野球リーグ〕設立に参加加盟。

平成22年1月31日 役員会を開催し規約を改正、即実施。

平成24年12月 役員会を開催し規約を改正、即実施。